

## 第四編

令和元年7月21日執行の  
参議院議員通常選挙に  
おける管理執行事務

## 1 選挙管理委員会

委員長 一木俊廣  
委員 大津留源  
委員 矢野利幸  
委員 秦喜美恵

## 2 事務分掌表

事務の区分	主任	副任
総括	塩月書記長 一丸振興監	
庶務、人事、経理に関すること	企画管理班	加木主幹
法令解釈、企画、指導に関すること 投・開票速報に関すること 市町村執行経費に関すること 選挙運動費用収支報告書に関すること	加木主幹	廣末主幹 清家主事
選挙の管理執行手続きに関すること 選挙運動、政治活動に関すること 氏名等掲示に関すること 投票用紙・物資の作成・配付に関すること	廣末主幹	加木主幹 清家主事
立候補届出に関すること 選挙会に関すること 選挙公営に関すること 期日前投票、不在者投票に関すること 立候補届出関係各種用紙、公営物資等の作成に関すること 予算に関すること	木付主査	廣末主幹
投・開票速報に関すること 選挙人名簿に関すること 議案・告示に関すること 各種報告に関すること 選挙の記録に関すること	清家主事	加木主幹 廣末主幹 木付主査
選挙公報に関すること	行政班	廣末主幹 木付主査
政見放送に関すること	財政班	加木主幹
選挙啓発（標語、新聞広告、テレビ等CM）に関すること	企画管理班	廣末主幹
選挙啓発（廣告塔、立看板、チラシ、パネル、広報車）に関すること	財政班	木付主査
選挙啓発（街頭啓発、啓発物品、横断幕）に関すること	税政班	清家主事

### 3 第25回参議院議員通常選挙における政見放送及び経歴放送の実施に関する協議事項

協議事項	日本放送協会（NHK）	大分放送（OBS）	テレビ大分（TOS）	大分朝日放送（OAB）
1 立候補予定者等説明会 日時…6月19日(水) 13:30～ 場所…県庁舎本館2階 正庁ホール	(出席者) 放送部制作副部長 山 口 健一郎 技術部番組技術副部長 藤 本 和 典 企画編成部 山 田 航	(出席者) 報道部長 関 喜 邦	(出席者) 報道部主任 向 剛 誠	(出席者) 報道制作局報道部局長兼部長 後 藤 淳 一
2 政見放送の申込みの受付に関する事項 (1) 公示前の申込受付の日時、場所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>期日 6月26日～7月3日 (但し、6月30日を除く)</li> <li>時間 10:00～16:00 (但し6/29(土)は、10:00～12:00)</li> <li>場所 大分市高砂町2-36 NHK大分放送局</li> <li>Tel: 097-533-2801</li> <li>担当者：山 田 航</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間 6月24日～7月3日 (但し、6月28日～30日を除く)</li> <li>時間 10:00～16:00</li> <li>場所 大分市今津留3-1-1 OBS報道部</li> <li>Tel: 097-553-2525</li> <li>担当者：関 喜 邦</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間 6月24日～7月3日 (但し、6月29日及び30日を除く)</li> <li>時間 10:00～16:00</li> <li>場所 大分市春日浦843-25 TOS報道部</li> <li>Tel: 097-537-5521</li> <li>担当者：向 剛 誠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>期間 6月25日～7月3日 (但し、6月29日及び30日を除く)</li> <li>時間 10:00～16:00</li> <li>場所 大分市新川西12 OAB報道部</li> <li>Tel: 097-538-8855</li> <li>担当者：広瀬 俊輔</li> </ul>
(2) 公示日の申込受付の時間、場所	7月4日(木) 8:30～17:00 場所：正庁ホール ・連絡先Tel: 097-533-2801 ・担当者氏名：山 田 航	7月4日(木) 8:30～17:00 場所：正庁ホール ・連絡先Tel: 097-553-2525 ・担当者氏名：関 喜 邦	7月4日(木) 8:30～17:00 場所：正庁ホール ・連絡先Tel: 097-537-5521 ・担当者氏名：向 �剛 誠	7月4日(木) 8:30～17:00 場所：正庁ホール ・連絡先Tel: 097-538-8855 ・担当者氏名：広瀬 俊輔
(3) 公示前の申込みにおける留意点（提出書類等）	<ol style="list-style-type: none"> <li>政見放送申込書（通称使用申請をするときは、その通称を記載）</li> <li>供託証明書（提示のみ） (実規5⑦)</li> <li>所属党派証明書（提示のみ） (実規5⑦)</li> <li>経歴書（提出期限…政見放送申込期日まで） (実規6①)</li> <li>写真3枚（たて4cm×よこ3cm、カラー）NHKのみ</li> <li>候補者（立候補予定者）の印鑑（認印）</li> <li>代理人証明書（代理人が申込む場合）NHKのみ</li> </ol> <p>※提示された書類を確認のうえ、複写又は証明書番号等を記載して保管すること。通称を使用する場合は、通称使用申請を必ず行う旨の確約書を提出させること。</p>			
(4) 申込期限経過後の通知	☆政見放送申込期限終了後直ちに県選管に決定した放送の予定の日時及び政見放送の申込みをした候補者を通知すること。（実規12①）			

協議事項	日本放送協会（NHK）	大分放送（OBS）	テレビ大分（TOS）	大分朝日放送（OAB）
3 政見の持込みに関する事項 (1) 政見の持込み受付時間、場所 ※追加事項	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ	申込みの受付と同じ
(2) 持込み要件の確認方法 ※追加事項	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選舉管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選舉管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選舉管理委員会に連絡し確認を受ける	想定される立候補予定者以外からの政見持込みの申し込みがあった時点で、選舉管理委員会に連絡し確認を受ける
(3) 政見の技術的基準 ※追加事項	H Dカム・X Dカム (詳細は別紙)	H Dカム・X Dカム	H Dカム・X Dカム	H Dカム・X Dカム
(4) 技術的基準を満たすものであるかの確認方法 ※追加事項	政党の政見放送担当責任者と制作プロダクション担当者立会いのもとで確認	持込み者立会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立会いのもとで試写を行い技術的基準を確認	持込み者立会いのもとで試写を行い技術的基準を確認

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
4 政見の録音または録画の実施に関する事項 (1) 録音または録画の日時及び場所	別紙参照 	別紙参照 	別紙参照 	別紙参照 
	場所: NHK大分 スタジオホール キャンバス	場所: OBS大分放送 Aスタジオ	場所: テレビ大分 TOSスタジオ	場所: OAB本社スタジオ
(2) 政見放送収録約定書及び交付時期	「政見放送録画（録音）日時決定票」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際	「政見放送収録約定書」 ・交付時期…申込みの際
(3) 録音、録画の時間等 ①候補者1人当たりに要する総時間	1～1.5時間	1時間	1～1.5時間	1時間
②候補者との打ち合わせ事項	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等	・録音、録画の要領 ・留意点等
③化粧	原則として行う	原則として行う	原則として行う	原則として行う
④リハーサル	1回	1回	1回	1回
⑤本番	2回	1回	1回	1回
(4) 録音、録画をテレビ、ラジオ別にするかどうか	同時	同時		

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
(5) 放送中の氏名等の表示方法及び表示事項	・表示事項  大分県選挙区 党派名  氏名又は通称  • 規格 縦150mm×横500mm • プレートの色…藍 • 字色…………白	・表示事項  大分県選挙区 党派名  氏名又は通称  • 規格 縦150mm×横450mm • プレートの色…藍 • 字色…………白	・表示事項  大分県選挙区 党派名  氏名又は通称  • 規格 縦150mm×横500mm • プレートの色…藍 • 字色…………白	・表示事項  大分県選挙区 党派名  氏名又は通称  • 規格 縦150mm×横500mm • プレートの色…藍 • 字色…………白
(6) 録画に用いるカメラの台数、位置、カメラワーク、照明、背景、装飾等	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2.5m ・テーブルクロス グレー ・背景 ベージュ ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3 m ・テーブルクロス ベージュ ・背景 グレー ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 0回 ・カメラ位置 2～3 m ・テーブルクロス 模様 ・背景 グレー ・装飾 なし	・カメラ 1台 ・ズームアップ 2回 ・カメラ位置 2.5m ・テーブルクロス なし ・背景 白 ・装飾 なし
(7) 手話通訳を付した政見放送 ※追加事項	可	可	可	可
5 NHKにおいて録音又は録画した物を使用して基幹放送事業者の政見放送を行う場合の手順 (1) NHK・基幹放送事業者・選挙管理委員会三者での情報共有の方法 ※追加事項	【NHK⇒選挙管理委員会】 選挙管理委員会に申し込みがあった旨連絡（様式任意） 候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付 【選挙管理委員会⇒NHK】 別紙連絡文書による	【OBS, TOS, OAB⇒選挙管理委員会】 別紙報告様式による 候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付	【OBS, TOS, OAB⇒選挙管理委員会】 別紙報告様式による 候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付	【OBS, TOS, OAB⇒選挙管理委員会】 別紙報告様式による 候補者等から提出された政見放送申込書の写しを添付
(2) NHKが録音又は録画した物の受け取り方法等 ※追加事項	別紙「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別紙「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別紙「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる	別紙「参院選 NHK収録素材の民放渡しについて」のフローによる

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
6 経歴放送（経歴の紹介）に関する事項 (1) 経歴放送の方法、放送中の氏名等の表示方法及び表示事項（テレビ）	※単独経歴放送 ・放送順序（政見放送と同順序） ・写真使用あり（カラー） ※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 あり	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし	※政見放送時経歴放送 ・表示方法 テロップ ・表示事項 党派名、氏名、ふりがな ・放送方法 経歴を30秒以内でアナウンス ・写真使用の有無 なし
(2) ラジオ放送による経歴紹介の方法等 (NHK、OBS)	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス	候補者より提出された経歴書により経歴をアナウンス		
(3) 政見放送を行わない候補者の場合 ①テレビの場合の経歴放送 ②ラジオの場合の経歴の紹介	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はくじで定める。	政見放送の最後の候補者が終わったあとに放送するものとし、該当者が2人以上の場合はくじで定める。
7 放送予定の日時の決定に関する事項 (1) 放送の日時（時間帯）及び一括放送するかどうか	※政見放送 ・テレビ（未定）  ・ラジオ（未定）	※政見放送 ・テレビ（未定）  ・ラジオ（未定）	※政見放送 ・テレビ（未定）	※政見放送 ・テレビ（未定）
7 (1) のつづき（経歴放送）	・テレビ（未定）  ・ラジオ（未定）			

協議事項	日本放送協会 (NHK)	大分放送 (OBS)	テレビ大分 (TOS)	大分朝日放送 (OAB)
8 放送に関する事項 (1) 録音または録画の終了後、当該候補者の所属党派に変更があった場合の措置	当該候補者の放送の直前にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。	当該候補者の放送終了後にその旨を放送する。
(2) 放送時間の余りの時間の利用	・テレビ NHK独自制作フィラー ・ラジオ 音楽等	・テレビ PRフィルム又は選挙啓発の告知 ・ラジオ 選挙啓発の告知	・テレビ PRフィルム又は選挙啓発の告知	・テレビ PRフィルム又は選挙啓発の告知
(3) 放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合	別紙参照	別紙参照	別紙参照	別紙参照
9 その他 (1) 死亡、立候補の辞退とみなされる場合の処置 (2) 補充立候補者の取扱い (3) モニターの設置 (4) 放送後の措置  (5) 候補者が予定数を上回った場合の時間帯	(1) 原則としてカット  (2) 県選管と協議 (3) 技術モニター あり (4) 録音・録画テープを当選の告示の日から30日間保管した後、県選管へ送付する。 (5) 同様で処理			

## 「放送に著しい支障を生じたことにより、改めて放送する場合」について

### 1 再放送する場合

- ・政見放送及び経歴放送実施規程第15条（抄）

候補者の政見放送を行う場合において、放送設備の事故により当該候補者の放送に著しい支障を生じたときは、日本放送協会又は基幹放送事業者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会と協議の上、あらためて当該候補者の政見放送を行うことができる。

- ・趣 旨 放送設備の事故により特定の候補者が不利益を受けた場合の救済
- ・「放送設備の事故」 機械的故障、技術的故障、人為的故障、設備に入力している商業電源の停電による機械の停止等
- ・処 置 事態が起った時点で放送局と県選管とで協議

### 2 中止する場合

- ・公職選挙法第151条の2第3項

天災その他避けることのできない事故その他特別の事情により、政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代わるべき政見放送又は経歴放送は行わない。

(注) 「協議事項」中、関係法規に関する略語は次による。

- ・「法」 ………………公職選挙法
- ・「令」 ………………公職選挙法施行令
- ・「実規」 ………………政見放送及び経歴放送実施規程
- ・「留意事項」 ……政見放送実施上の留意事項（令和元年5月、総務省選挙部）

(例)

実規5⑦： 政見放送及び経歴放送実施規程第5条第7項

(別紙)

持込み方式の利用意向を示している立候補予定者（R1.5.29時点）

立候補予定者名	所属政党	政見放送の方法		確認団体・推薦団体の別	
いそざき 磯崎 ようすけ 陽輔	自由民主党	録音	持込み	確認団体 (自由民主党)	法150 条①ニ 口
		録画	持込み		
あだち 安達 きよし 澄	無所属	録音	持込み	推薦団体 (国民民主党)	法150 条①ニ イ
		録画	持込み		

現時点では、幸福実現党は政見持込みの要件（法150条①二）を満たさないため、立候補があった場合は局収録となる。

想定される立候補予定者ごとに、政見放送申込書の記入パターンを作成しているので、参考にしてください。

(別紙)

第25回参議院議員通常選挙 政見放送収録日程

収録日		9:00 ～ 9:30	9:30 ～ 10:00	10:00 ～ 10:30	10:30 ～ 11:00	11:00 ～ 11:30	11:30 ～ 12:00	13:00 ～ 13:30	13:30 ～ 14:00	14:00 ～ 14:30	14:30 ～ 15:00	15:00 ～ 15:30	15:30 ～ 16:00	16:00 ～ 16:30	16:30 ～ 17:00
6月24日 (月)	N H K														
	O B S														
	T O S	○	○	○	○	○	○	○							
	O A B														
6月25日 (火)	N H K														
	O B S							○	○	○	○	○	○	○	
	T O S	○	○	○	○	○	○								
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月26日 (水)	N H K														
	O B S														
	T O S							○							
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月27日 (木)	N H K														
	O B S							○	○	○	○	○	○	○	
	T O S	○	○	○	○	○	○	○							
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月28日 (金)	N H K														
	O B S														
	T O S	○	○	○	○	○	○	○							
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6月29日 (土)	N H K														
	O B S														
	T O S														
	O A B														
6月30日 (日)	N H K														
	O B S														
	T O S														
	O A B														
7月1日 (月)	N H K									○	○	○	○	○	○
	O B S								○	○	○	○	○	○	
	T O S	○	○	○	○	○	○	○							
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7月2日 (火)	N H K			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	O B S							○	○	○	○	○	○	○	
	T O S	○	○	○	○	○	○								
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7月3日 (水)	N H K			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	O B S							○	○	○	○	○	○	○	
	T O S							○							
	O A B			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

## 4 投票及び開票の速報事務

### 第25回参議院議員通常選挙速報本部体制

令和元年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙における投・開票速報の受理、集計、発表等を行うため、大分県選挙管理委員会に第25回参議院議員通常選挙速報本部を設け、その組織等を次のとおり定める。

総括責任者 塩月裕士  
総括責任者補佐 加木大昌

#### 1. FAX受信係

- (1) 市町村からファクシミリにより送信される速報用紙（以下「受信表」という。）の受信にあたる。
- (2) 中間投票状況、選挙当日有権者数（選挙当日有権者概数から数値の異動があった市町村のみ）及び投票結果については、受信表に受信時刻を記入し、記載内容の漏れや不明瞭な部分がないことを確認したうえで、検算係へ回付する。
- (3) オンライン報告ができない市町村から送信される投票結果及び開票状況（中間）については、受信表に受信時刻を記入し、記載内容の漏れや、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、代行入力係に回付する。
- (4) 開票結果（確定）については、受信表に受信時刻を記入し、記載内容の漏れや、不明瞭な部分がないことを確認したうえで、複写係に回付する。
- (5) 不備等がある受信表は、調整係へ回付する。
- (6) 定時を過ぎても速報が届かない場合は、市町村に電話を入れ、状況の確認を行う。

#### 2. 代行入力係

- (1) 市町村からファクシミリにより送信される速報の入力にあたる。
- (2) 中間投票状況を、検算係から回付される受信表により入力・集計し、集計結果の印刷及びFD保存を行う。保存したFDは、集計表により総括責任者の確認を受けた調整係からの指示により、メール係に回付する。
- (3) 中間投票状況の入力終了後は、FAX受信係又は検算係を補佐する。  
ただし、オンライン報告ができない市町村がある場合は、引き続き当該市町村からファクシミリにより送信される速報の入力にあたる。
- (4) オンライン報告ができない市町村から送信される投票結果、開票状況（中間）及び開票結果（確定）を、FAX受信係（開票結果（確定）については複写係）から回付される受信表により代行端末に代行入力し、県サーバに保存する。

#### 3. オンライン受信係

- (1) 市町村から電子メールにより送信される速報の受信にあたる。
- (2) 受信エラー発生時は、個別のメールを確認してエラーの原因を究明し、その内容を集計係に伝える。
- (3) 定時を過ぎても速報が届かない場合は、市町村に電話を入れ、状況の確認を行う。

#### 4. 集計係

- (1) 各集計時間に、各種集計プログラムの実行を行う。
- (2) 集計プログラム実行中に集計表印刷やFD保存作業を行わないよう印刷端末係と連絡をとりあう。

#### 5. 印刷端末係

- (1) 集計表を印刷し、検算係に回付する。
- (2) 印刷後、集計表をエクセル画面に呼び出し、FDに保存する。
- (3) その後報道向けの指定のフォルダ（G:\Senkyo\Publicfd）内の各フォルダをFDに保存する。保存したFDは、集計表により総括責任者の確認を受けた調整係からの指示により、メール係に回付する。
- (4) 集計プログラム実行中に集計表印刷やFD保存作業を行わないよう集計係と連絡をとりあう。

#### 6. 検算係

- (1) 中間投票状況については、FAX受信係から回付される受信表を検算し、代行入力係へ回付する。

- (2) 選挙当日有権者数（選挙当日有権者概数より異動があった市町村のみ）については、FAX受信係から回付される受信表を検算し、検算後の受信表により投票結果との符合を行う。符合後の受信表は、(3)の投票結果の受信表及び集計表と併せて調整係に回付する。
- (3) 投票結果、開票状況（中間）（オンライン報告ができない市町村のみ）及び開票結果（確定）の受信表については、印刷端末係から回付される集計表と符合し、入力ミスがないか確認した後、集計表と併せて調整係へ回付する。
- (4) データに不明な点がある場合は、調整係へ回付する。

## 7. 調整係

- (1) 関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 速報作業の進捗状況の把握及び速報本部内の調整を行う。
- (3) 集計表の最終チェックを行い、発表用原稿を作成する。
- (4) 発表用原稿と集計表は、総括責任者の確認を受けた後、複写係へ回付する。
- (5) 中間投票状況については、総括責任者の確認を受けた後、集計表を保存したFDのメール係への回付を代行入力係に指示する。
- (6) 投票結果、開票状況（中間）及び開票結果（確定）については、総括責任者の確認を受けた後、集計表を保存したFDのメール係への回付を印刷端末係に指示し、オンラインによる総務省への速報をメール係に指示する。
- (7) ファクシミリによる総務省への速報を行う。

【平 常 時】選挙区開票結果（確定）

【オンライン不通時】中間投票状況、投票結果、比例開票状況（中間）、開票結果（確定）

## 8. 複写係

- (1) 調整係から回付される総括責任者確認後の発表原稿及び集計表について、発表用原稿表紙記載分が揃っているか確認のうえ、所定部数複写し、連絡係へ回付する。
- (2) FAX受信係から回付される開票結果（確定）については、所定部数複写し、連絡係及び検算係（オンライン報告ができない市町村分は代行入力係）へ回付する。原本は、複写係において保存する。

## 9. メール・HP係

- (1) オンラインによる総務省への速報を調整係の指示により行う。
- (2) Eメールによる報道機関への集計表及びCSVファイルの送信を行う。
- (3) Eメールによる振興局への集計表及びCSVファイルの送信を行う。
- (4) 中間投票状況のみ報道機関へのメール送信後、ホームページに掲載する。

## 10. 連絡係

- (1) 複写係から回付される発表原稿及び集計表を発表係に回付する。
- (2) 発表会場において発表係の指示により集計表を記者等へ配付する。
- (3) 集計表を外部からの照会用に市町村振興課へ備え付け、併せて庁内関係所属に集計表を配付する。
- (4) 集計表を速報本部内各係に配付する。
- (5) 複写係から回付される開票結果（確定）のコピーを、発表会場の各社トレイに入れる。

## 11. 発表係

連絡係から回付される発表用原稿に基づき、集計結果を発表会場において発表する。

## 12. 庶務係

本部の庶務に従事する。

## 13. その他

- (1) 担当の事務が終了した場合は、係の責任者の指示に従い他の係を補助する。
- (2) 市町村振興課内に待機している者は、外部からの速報数値等の照会に対し、簡単な内容については、市町村振興課備付けの発表用原稿及び集計結果により回答する。

## 速報本部体制図

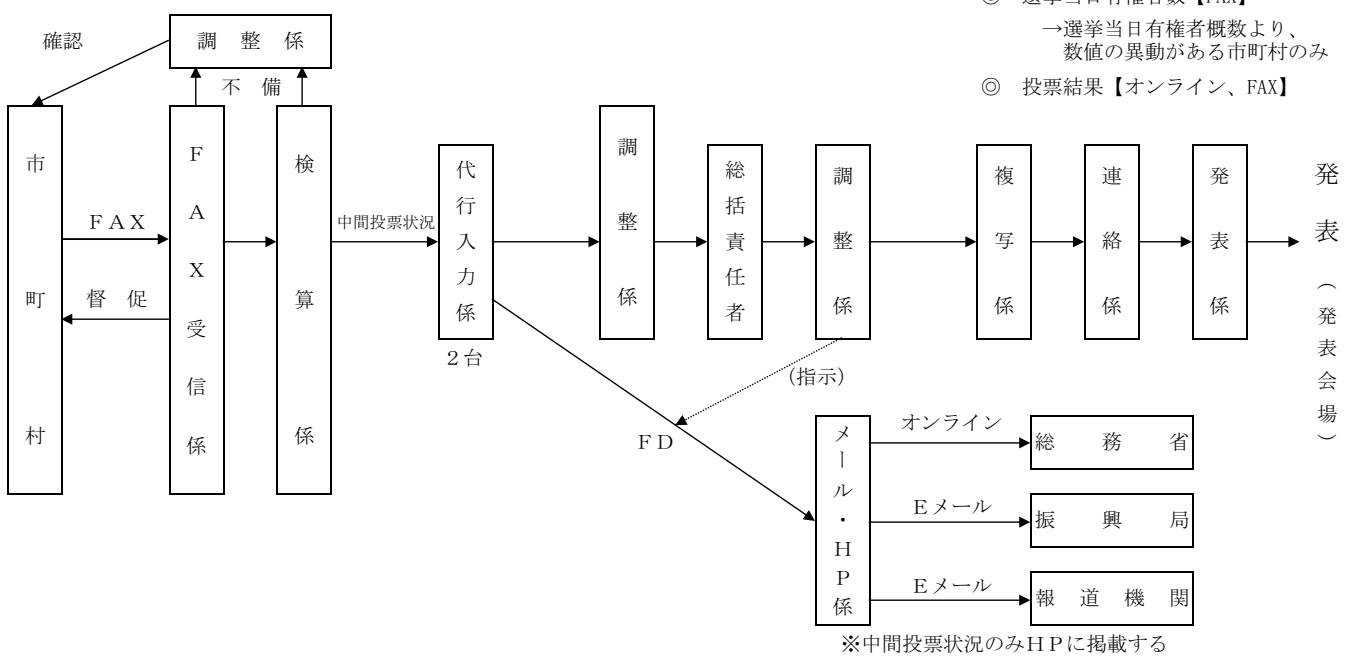
(投・開票日：午前9時～午後8時)

◎ 中間投票状況【FAX】

◎ 選挙当日有権者数【FAX】

→選挙当日有権者概数より、  
数値の異動がある市町村のみ

◎ 投票結果【オンライン、FAX】



## 速報本部体制図

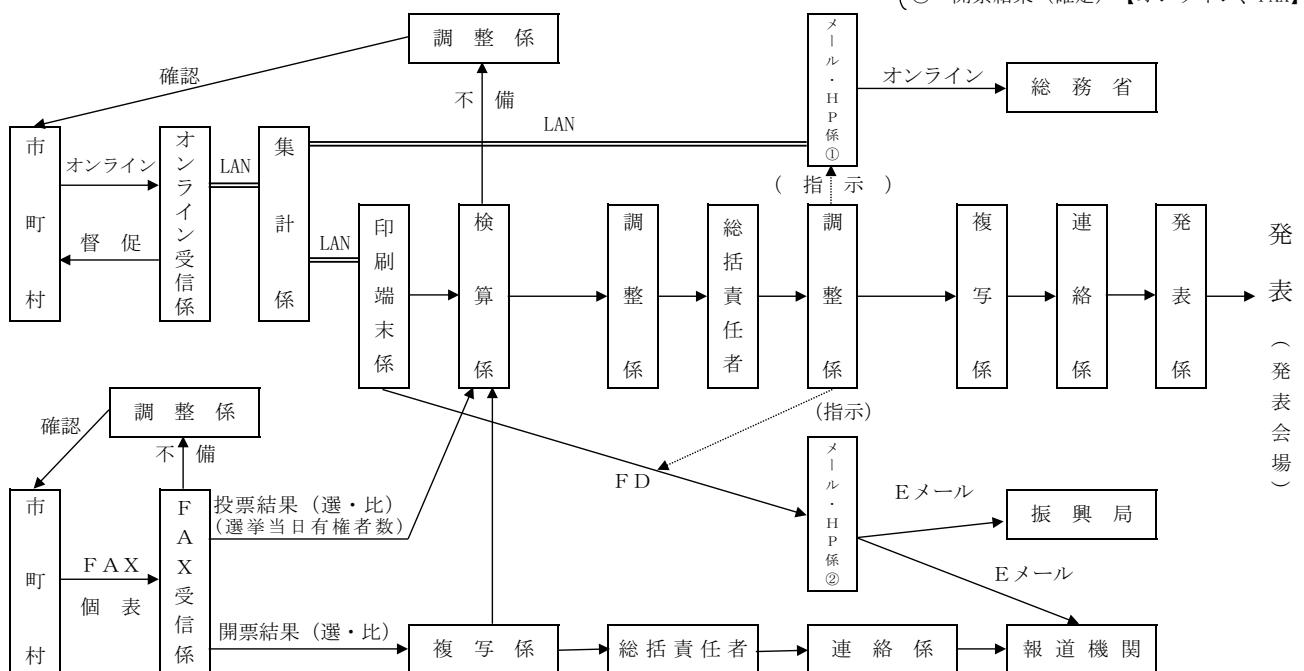
(投・開票日：午後8時～)

◎ 選挙当日有権者数【FAX】  
→選挙当日有権者概数より、  
数値の異動がある市町村のみ

◎ 投票結果【オンライン、FAX】

◎ 開票状況（中間）【オンライン】

◎ 開票結果（確定）【オンライン、FAX】

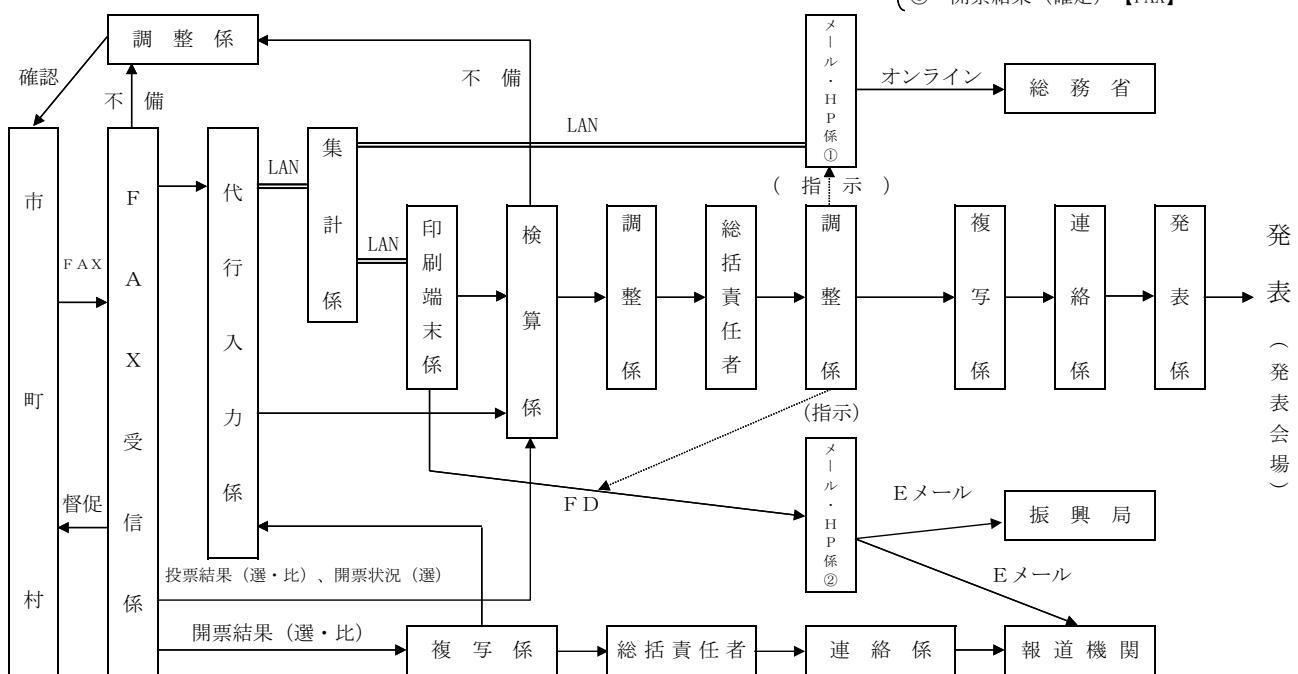


# 速報本部体制図

(投・開票日：午後8時～)

- ◎ 選挙当日有権者数【FAX】
- ◎ 投票結果【FAX】
- ◎ 開票状況（中間）【FAX】
- ◎ 開票結果（確定）【FAX】

※メール送信が不能となった市町村



第25回参議院議員通常選挙 速報本部事務分担表

総括責任者 塩月 裕士  
総括責任者補佐 加木 大昌

投票日 午前8時30分から午後8時まで

係 名	人 数	係 員
F A X 受信係	2	◎中村 後藤(由) (加木)
代行入力係	2	◎安東(奈) 板井
オンライン受信係	(1)	◎(清家)
検算係	3	◎安東(謙) 矢野 市瀬
複写係(兼)庶務係	2	◎河野(勇) 鞍井
調整係(兼)連絡係	2	◎加木 木付
メール・HP係	1	◎清家
発表係	1	◎一丸
小計	13	
市町村振興課対応係	2	◎廣末 麻生
合計	15	

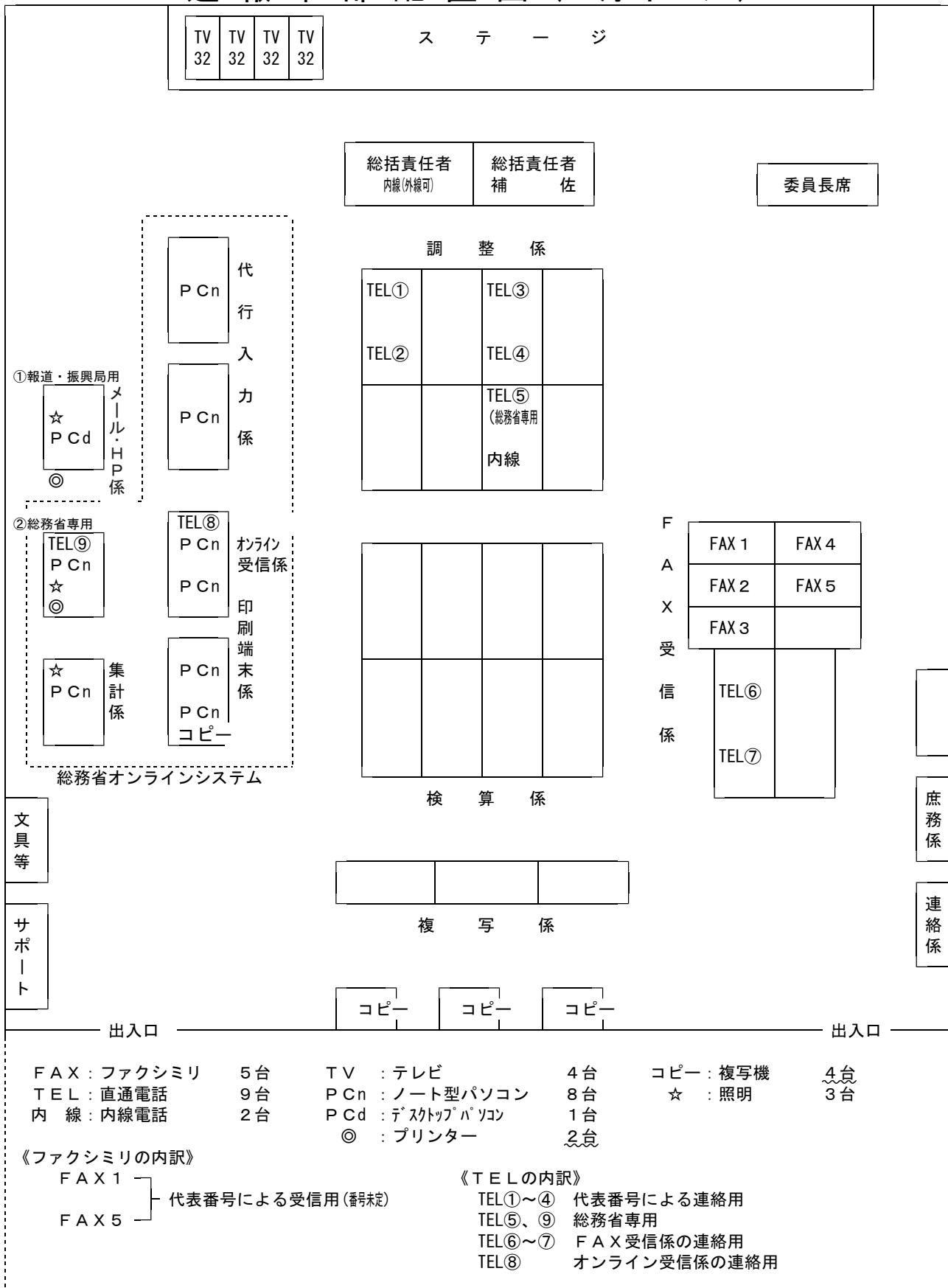
投票日 午後7時から

係 名	人 数	係 員
F A X 受信係	2	◎小野 赤峰
代行入力係	(2)	◎(高橋) (仙川)
オンライン受信係	2	◎吉永 [山本]
集計係	2	◎河野(賢) 福井
印刷端末係	2	◎稻垣 上原
検算係	4	◎安田 「後藤(亮)」 矢野 村上
複写係	3	◎和田 森下 河野(真)
調査係	4	◎加木 廣末 木付 清家
連絡係	2	◎中村 池田
メール・HP係	2	◎[高橋] 仙川
発表係	1	◎一丸
小計	24	
市町村振興課対応係	2	◎阿南 三嶋
合計	26	

※◎は各係の責任者

〔 〕は他所属からの応援職員

# 速報本部配置図(正庁ホール)



第25回参議院議員通常選挙 市町村選挙管理委員会から大分県選挙管理委員会への速報実施要領（報告一覧表）

項目	報告月日	時 刻	方 法	FAX様式	県→マスコミへの発表時刻	留 意 点
選挙時登録の選挙人名簿登録者数	7月3日(水)	13:00まで	FAX	別途通知	15:30	国内分及び在外分
期日前投票者状況 (選挙区分を集計)	① 7月8日(月) ② 7月15日(月) ③ 7月20日(土) ④ 7月21日(日)	9:30まで 9:30まで 9:30まで 9:30まで	FAX FAX FAX FAX	1-1表 1-2表 1-3表 1-4表	11:15 11:15 11:15 11:15	7月7日までの数を集計 7月14日までの数を累計集計 7月19日までの数を累計集計 (期日前投票者数の確定)
選挙当日有権者概数	7月20日(土)	13:00まで	FAX	2表	15:30	
中間投票状況 (選定投票所の比例代表区分を集計)	7月21日(日)	①「10:00現在時」 ②「11:00現在時」 ③「12:00現在時」 ④「14:00現在時」 ⑤「16:00現在時」 ⑥「18:00現在時」 ⑦「19:30現在時」 ⑧「20:00現在時」	FAX *「○○：○○現在時」 の10分前を目標に、 FAX送信	3表	①10:20 ②11:20 ③12:20 ④14:20 ⑤16:20 ⑥18:20 ⑦19:50 ⑧20:20	* 投票所閉鎖時刻を繰り上げた場合でも、各時刻に必ず報告し、 ⑧「20:00現在」にのみ、当該選定投票所分の期日前投票者数及び不在者投票者数を算入
選挙当日有権者数	"	集計後直ちに 遅くとも21:40まで	オンライン	4表	22:30頃	概数報告時より数値の異動がある 場合、4表をFAX
投票結果 (選挙区・比例代表)	"	集計後直ちに 遅くとも21:40まで	オンライン及びFAX (不通時はFAX)	オンライン打出 (不通時: 5表 及び 6表)	22:30頃	FAX所定様式→オンライン打出
選挙区の中間開票状況	"	「22:00現在時」を 1回目とし確定する まで30分ごと	オンライン *「○○：○○現在時」 の5分前を目標に、 オンライン送信 (不通時はFAX)	(不通時: 7表)	22:20から30分 ごと	
選挙区の開票確定	"	確定後直ちに	オンライン及びFAX (不通時はFAX)	オンライン打出 (不通時: 7表)	22:20から30分 ごと	FAX所定様式→オンライン打出
比例代表の開票確定	"	確定後直ちに	オンライン及びFAX (不通時はFAX)	オンライン打出 (不通時: 8表)	23:20から1時 間ごと	FAX所定様式→オンライン打出

7月19日までのFAX番号は、097-506-1720 (県庁5階市町村振興課)  
7月20日～22日のFAX番号は、097-506-1871 (県庁2階正庁ホール)

●選挙当日有権者数

「選挙当日有権者概数」から数値の変更がある場合は、オンライン報告に加え、4表をFAX送信すること。

●投票結果（選挙区・比例）

オンラインにより数値入力後、印刷を行い、オンライン送信後にFAX報告すること。  
また、集計トラブルにより21：40までに正確な報告ができない場合は、まずTELで県選管・加木に報告し、とりあえず判明している数値を5表及び6表に記入の上、余白に「概数」と大きく追記し、必ず21：40までにFAX送信すること。投票結果確定後は、FAX及びオンラインで速やかに報告すること。

●選挙区の中間開票状況

オンライン不通時は、まずTELで県選管・清家に報告し、7表を使ってFAX報告すること。

●開票確定（選挙区・比例）

オンラインにより数値入力後、印刷を行い、オンライン送信後にFAX送信すること。

●オンライン出力様式の送信（投票結果及び開票結果様式の余白部分に確定時刻及び発信者を記入の上、FAX送信すること。）

●報告後の訂正

県に報告した後に、数値の誤りに気が付いた場合は、即、TELで県選管（加木、廣末、木村、清家のいいずれか）に報告し、訂正のFAX送信（訂正箇所を見え消し訂正し、余白に「訂正」と大きく書く）を行い、県選管の点検を受け、県選管から点検OKのTELをもらってから、訂正後のオンライン送信を行うこと。

○市町村選管のマスコミ等発表について  
県選管への報告後であれば、マスコミ等に発表することは差し支えない。

○開票が終了し、確定のオンライン及びFAX報告の後、1時間は待機すること。但、選管職員と速報担当者は、その後も至急の連絡がとれるようになります。

開票が終了し、確定のオンライン及びFAX報告の後、1時間は待機すること。但、選管職員と速報担当者は、その後も至急の連絡がとれるようになります。

期日前投票者状況速報用紙  
大分県選出議員選挙

期日前投票者状況速報用紙  
大分県選出議員選挙

市町村名		市町村名		市町村名	
市 町 村	登録者数 (元. 7.3現在)	市 町 村	登録者数 (元. 7.3現在)	市 町 村	登録者数 (元. 7.3現在)
男	期日前投票者数 (元. 7.19現在)	男	期日前投票者数 (元. 7.19現在)	男	期日前投票者数 (元. 7.現在)
女	(A)	女	(A)	女	(B)
計	(B) / (A) × 100	計	(B) / (A) × 100	計	(B) / (A) × 100
遺 擧 區	.	遺 擧 區	.	遺 擧 區	.
男	%	男	%	男	%
女	.	女	.	女	.
計	.	計	.	計	.

(注) 1. 参議院大分県選出議員選挙の状況を報道すること。  
 2. 「登録者数」は、7月3日の選舉幹事會の際に県委員会に報告した選舉人名簿登録者数(国内)及び在外選舉人名簿登録者数(国外)。  
 3. 「期日前投票者数」は、小數第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 4. 「投票率」は、小數第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

(注) 1. 参議院大分県選出議員選挙の状況を報道すること。  
 2. 「登録者数」は、7月3日の選舉幹事會の際に県委員会に報告した選舉人名簿登録者数(国内)及び在外選舉人名簿登録者数(国外)。  
 3. 「期日前投票者数」は、小數第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。  
 4. 「投票率」は、小數第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

令和元年 7月20日現在  
大分県選出議員選挙期日前投票者状況速報用紙

期日前投票者狀況報用紙  
選舉委員會

2. 金曜日有り。は、1月3日の選手登録の際に、保安員に報告して選手へ右腕章を貰ふ旨を白紙した。

3. 「期日前投票者数」は、在外選舉人の期日前投票者数を含むものであること。

4. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

期日前投票者狀況速報用紙  
大分県選出議員選挙

期日前投票者狀況速報用紙  
大分県選出議員選挙

11. 参議院大分県選出議員に選出された議員の状況を連絡すること。  
2. 受取者数は、7月13日の選舉時登録の際に県議会に報告した選舉人名簿登録者数（国内）及び在外選舉人名簿登録者数を合算し、投票率は、投票者数を四捨五入して200まで含むものであること。
3. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入して200まで含むこと。
4. 「投票率」は、投票者数を四捨五入して200まで含むこと。



卷二

表 6 比例代表選出議員選舉結果

市町村名

市町村	発言時刻	発言担当	点検担当	受信時刻	受信担当	点検担当	電算担当
	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

(注)1. 「選挙当日有権者数」は、4表の数値と一致すること。  
2. 「投票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

第2位まで出力する

8-1表 比例

比例代表選出議員選舉 開票結果速報用紙

市町村	発信時刻	時 分	発信担当	点検担当	
県	受信時刻	時 分	受信担当	点検担当	電算担当
例代表開票結果投票総数					
得 票 総 数 B+C					(小数)
政党等の得票総数					
名簿登載者の得票総数					
投分の際、切り捨てた未数					
何れの政党等、名簿登載者も立候補しない選挙区					
有 効 投 票 数 A+B+C					
無効 投 票 数					
投 票 総 数 F+G					
無効 投 票 率 G/H*100					
持 帰 紛 り そ の 他					
投 票 者 の 総 数 H+J					

(注)「無効投票率」は小数第3位を四捨五入し第2位まで記入すること。

1 日本共産党		(小数)
1	小 いの池	第五
2	山下 よしき	
3	紙 智子	
4	井上 さとし	
5	仁比 そうへい	
6	梅村 さえこ	
7	しいは かずゆき	
8	善山 トヨヤマ 介	
9	有坂 ちひろ	
10	伊藤 邦也	

オンライン不通時のみ、使用

オンライン不通時のみ、使用

市町村 → 速報本部

選舉委員會提出公投專案，將於11月29日投票。

市町村名		中間・確定 第 回		時 分		現在：確 定 時 刻		時 分		投票者総数 (A)		得票総数 (A)		% 投票者総数 (B) × 中間速報率 (C)	
市 町 村	町 村	時	分	受信相当		県	時	分	受信時刻	点検担当	受信相当	無効投票数 総数 (B)	投票総数 (C) = (A) + (B)	持 握 率 (D) = (C) + (D)	投票者 総数 (E) = (B) + (D)
区	いそざき陽輔	いそざき陽輔	あだち慶一郎												
分															
中間確定															

(注) 1. 中間速報の得票数は、100票単位とし、100票未満の端数は四捨五入すること。  
 2. 中間速報の場合、「候補者別得票数」、「得票割合」、「投票者総数」、「得票総数」を報告すること。  
 3. 中間速報の場合の「投票者総数」は、5秒ごとの投票者数計の合計を記載すること。  
 4. 「開票率」は、小数第3位を四捨五入し、第2位まで出すこと。

(注)1. 中間選挙の得票数は、100票未満の端数は切り捨てること。

<sup>2</sup> 中述の場合は、「総務省別得票数」、「得票数」、「投票者総数」各欄を参考する。

POLY(1,4-PHENYLENE TEREPHTHALIC ANHYDRIDE) 107

3. 中間速報の場合は「投票者総数」は、5表の投票者数計の数字を記載すること。

4. 「相應率」注：小數第3位至四捨五入。第2位非<sub>0</sub>時，

卷之三

8-2表 比例

比例代表選出議員選舉 關票結果速報用紙

2 自由民主党		(小数)
3 藤井 池	まさあき	
4 ありむら	治子	
5 石田	まさひろ	
6 糸川	まさあき	
7 いのうえ	よしゆき	
8 えとう	せいいち	
9 小川	しんじ	
10 おだち	たか子	
11 かくた	元由	
12 北村	経夫	
13 木村	よしお	
14 くま田	あつし	
15 佐藤	ぶあき	
16 佐藤	まさひさ	
17 山東	昭子	
18 田中	まさし	
19 つげ	芳文	
20 中田	だい	宏
21 橋本	聖子	
22 羽生田	たかし	
23 ひが	なつみ	
24 本田	あきこ	
25 丸山	和也	
26 水口	なおと	

		(小数)
27	宮 崎 まさお	
28	宮 本 しゅうじ	
29	森 木 勝 也	
30	山 田 太 郎	
31	山 田 と しお	
32	山 木 左 近	
33	和 田 ま さ む ん	
L	名簿登載者の得票総数	
M	政党等の得票総数	
	うち特定候補者の投票	
1	三 木 と お る	
2	三 木 淳 請	
N	得 票 総 数	

オンライン不通時のみ、使用

8-3表 比例

## 比例代表選出議員選挙

市町村名

## 開票結果速報用紙

## 3 オリーブの木

(小数)		
1 黒川 あつひこ		
2 天木 直人		
3 小川 まなぶ		
4 緑林 アキ		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

## 4 社民民主党

(小数)		
1 吉田 たどとも		
2 仲村 みお		
3 大權 ゆうこ		
4 矢野 あつ子		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

8-5表 比例

## 比例代表選出議員選挙

市町村名

## 開票結果速報用紙

## 8 幸福実現党

(小数)		
1 駅 りょうこ		
2 松島 ひろのり		
3 及川 豊ゆき		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

## 9 立憲民主党

(小数)		
1 石川 大我		
2 市井 紗耶香		(※)
3 今泉 まお		
4 奥村 まさよし		
5 小沢 まさひと		
6 おしどり マコ		
7 おまた 一平		
8 川田 龍平		
9 岸 まきこ		
10 斎藤 りえ		
11 佐藤 かおり		
12 しおみ 後次		
13 白沢 みき		
14 須藤 元氣		
15 中村 ゆきこ		
16 萩原 とおる		
17 ふじた 幸久		
18 まのさとし		
19 みすおか 俊一		
20 もりや たかし		
21 吉川 さおり		
22 若林 ともこ		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

オンライン不通時のみ、使用

8-4表 比例

## 比例代表選出議員選挙

市町村名

## 開票結果速報用紙

## 5 公明党

(小数)		
1 若松 かねしげ		
2 単木 だいさく		
3 新妻 ひでき		
4 山本 かなえ		
5 山本 ひろし		
6 かわの義博		
7 塩田 ひろあき		
8 高橋 次郎		
9 塩崎 刚		
10 村中 克也		
11 角田 健一郎		
12 西田 義光		
13 國分 隆作		
14 竹島 正人		
15 坂本 道応		
16 鹿井 伸城		
17 斎 良 面記		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

## 6 国民民主党

(小数)		
1 上としお		
2 いそさき 哲史		
3 大島 九州男		
4 小山田 つね子		
5 酒井 リョースケ		
6 鈴木 宗勇		
7 榛村 さとし		
8 田中 ひさや		
9 由利 健		
10 浜野 よしふみ		
11 ひめい ゆみこ		
12 藤川 たけと		
13 阿部 より子		
14 山下 とうこ		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

## 7 日本維新の会

(小数)		
1 むらい 邦彦		
2 藤巻 健史		
3 山口 かずゆき		
4 鈴木 宗勇		
5 榛村 せいき		
6 しばた 巧		
7 佐々木 せいき		
8 あらき 大樹		
9 いわぶち 美智子		
10 奥田 まり		
11 くしだ 久子		
12 くわはら くみこ		
13 森口 あゆみ		
14 やながせ 裕文		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

オンライン不通時のみ、使用

8-5表 比例

## 比例代表選出議員選挙

市町村名

## 開票結果速報用紙

## 10 労働の解放をめざす労働者党

(小数)		
2 林 ひろよし		
3 菊池 重志		
4 吉村 みお		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
うち特定候補の投票		
I 伊藤 薫英子		
N 得票総数 L+M		

## 11 NHKから国民を守る党

(小数)		
1 立花 孝志		
2 浜田 謙		
3 鹿児本 介伸		
4 熊丸 英治		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
N 得票総数 L+M		

8-6表 比例

## 比例代表選出議員選挙

市町村名

## 開票結果速報用紙

## 12 安楽死制度を考える会

(小数)		
1 佐野 秀光		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		

## 13 れいわ新選組

(小数)		
3 山本 太郎		
4 はすいけ 透		
5 やすとみ 歩		
6 三井 よしふみ		
7 辻村 ちひろ		
8 大西 つねき		
9 渡邊 てる子		
L 名簿登載者の得票総数		
M 政党等の得票総数		
うち特定候補の投票		
I ふなご やすひろ		
2 木村 英子		
N 得票総数 L+M		

オンライン不通時のみ、使用

オンライン不通時のみ、使用

(※)は、当該名簿登載者の本名について、開票区内での通用が認められる場合に限りあん分により小数の記載が生ずる可能性があるもの。

## 第25回参議院議員通常選挙 開票所及び開票開始・確定見込時刻一覧

市町村名	開票所を設ける施設の名称	所 在 地	選挙区選挙		比例代表選挙
			開始時刻	確定時刻	
大分市	県立総合体育館	大分市青葉町	21:15	0:45	21:15
別府市	別府市市民体育館	別府市大字別府3016番地の1	21:10	23:00	21:10
中津市	ダイハツ九州アリーナ	中津市大字大貞377番地1	20:45	23:10	20:45
日田市	日田市総合体育館	日田市大字求来里29番(田島3丁目)	21:00	23:10	21:00
佐伯市	佐伯市体育館	佐伯市大字剣崎6643番地3	20:30	22:30	20:30
臼杵市	臼杵市諏訪山体育館	臼杵市大字諏訪595番地5	20:00	22:30	20:00
津久見市	臼杵市民体育館	津久見市大字千怒5338番地	20:00	22:00	20:00
竹田市	竹田市総合福祉センター	竹田市大字会々1650番地	20:00	22:00	20:00
豊後高田市	豊後高田市高田庁舎2階コスモスホール	豊後高田市是永町39番地3	20:30	22:00	20:30
杵築市	杵築市小学校	杵築市大字杵築216番地	20:30	22:30	20:30
宇佐市	宇佐文化会館	宇佐市大字法鏡寺224番地	20:30	22:00	20:30
豊後大野市	豊後大野市総合文化センター大ホール	豊後大野市三重町内田878番地	20:30	22:00	20:30
由布市	大分県立庄内屋内競技場	由布市庄内町大龍1314番地	20:30	22:30	20:30
国東市	アストラスキアグリホール	国東市国東町鶴川1136番地1	20:15	22:00	20:15
姫島村	姫島小学校	東国東郡姫島村1603番地	20:00	21:00	20:00
日出町	日出町中央体育館	速見郡日出町3891番地2	20:15	21:30	20:15
九重町	九重町役場	玖珠郡九重町大字後野上8番地の1	20:00	21:00	20:00
玖珠町	玖珠町大会議室	玖珠郡玖珠町大字帆足268番地の5	20:00	21:30	20:00

## 第25回参議院議員通常選挙 選挙区選挙 開票見込表

県選管の 発表計画		大 分 市	別 府 市	中 津 市	日 田 市	佐 伯 市	臼 杵 市	津 久 見 市	竹 田 市	豊 後 高 田 市	杵 築 市	宇 佐 市	豊 後 大 野 市	由 布 市	国 東 市	姫 島 村	日 出 町	九 重 町	玖 珠 町
発表 現在時	発表 時刻																		
22:00	22:20	○	○	○	○	○	○	22:00	22:00	22:00	○	22:00	22:00	○	22:00	21:00	21:30	21:00	21:30
22:30	22:50	○	○	○	○	22:30	22:30				22:30			22:30					
23:00	23:20	○	23:00	○	○														
23:30	23:50	○		23:10	23:10														
0:00	0:20	○																	
0:30	0:50	○																	
1:00	1:20	0:45																	

※「○」は中間開票状況を示し、時刻は確定見込み。

## 第25回参議院議員通常選挙 比例代表選挙 開票見込表

県選管の 発表計画		大 分 市	別 府 市	中 津 市	日 田 市	佐 伯 市	臼 杵 市	津 久 見 市	竹 田 市	豊 後 高 田 市	杵 築 市	宇 佐 市	豊 後 大 野 市	由 布 市	国 東 市	姫 島 村	日 出 町	九 重 町	玖 珠 町	
発表 現在時	発表 時刻																			
23:00	23:20															22:20		22:30	22:30	
0:00	0:20									23:30						23:15				
1:00	1:20					0:30	0:30		0:00		0:30	0:30	0:00	0:30	0:30					
2:00	2:20			1:20				1:30												
3:00	3:20		2:00		2:15															
4:00	4:20																			
5:00	5:20	4:50																		
6:00	6:20																			

※時刻は確定見込み。

## 5 時間別推定投票率に関する調査

### 令和元年7月21日執行 参議院比例代表選出議員選挙 中間投票状況

(単位: %)

	時 刻	10 : 00	11 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	19 : 30	20 : 00															
市町村名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計									
大分市	6.45	4.02	5.15	9.53	6.79	8.06	14.42	11.51	12.86	20.51	17.50	18.89	26.19	23.05	24.51	30.22	27.71	28.87	33.15	31.08	32.04	48.14	47.49	47.79
別府市	6.71	5.16	5.84	9.95	8.45	9.11	13.11	11.57	12.25	18.01	16.76	17.31	22.30	20.76	21.44	25.81	24.24	24.93	28.51	26.33	27.29	50.70	52.60	51.76
中津市	5.45	4.12	4.76	8.41	7.14	7.75	11.73	10.15	10.91	16.64	14.80	15.69	20.23	18.29	19.22	23.28	22.00	22.61	26.27	24.57	25.39	44.66	44.71	44.69
日田市	10.18	7.89	8.95	16.51	13.26	14.77	23.43	19.67	21.41	30.34	27.36	28.74	36.81	33.58	35.08	41.18	38.28	39.63	43.89	41.41	42.56	62.40	63.59	63.03
佐伯市	6.70	4.96	5.75	11.59	9.62	10.52	15.80	13.80	14.72	21.44	18.64	19.92	26.01	23.10	24.43	29.23	27.55	28.32	31.33	29.76	30.47	53.65	53.33	53.48
臼杵市	7.49	5.06	6.18	12.38	9.27	10.71	17.35	14.27	15.69	22.39	19.56	20.87	27.36	24.82	25.99	30.91	28.84	29.79	31.83	29.82	30.74	52.01	51.99	52.00
津久見市	7.52	4.92	6.12	11.22	8.43	9.72	15.19	11.84	13.39	20.88	16.50	18.52	25.15	20.79	22.81	28.13	23.42	25.60	28.55	23.81	26.00	53.51	51.49	52.43
竹田市	5.51	4.60	5.02	9.27	7.74	8.44	12.90	10.81	11.77	15.79	13.98	14.81	19.78	17.88	18.75	22.05	20.43	21.17	22.67	21.39	21.98	53.24	52.26	52.71
豊後高田市	8.39	6.71	7.51	14.50	12.26	13.32	19.56	17.10	18.27	24.12	20.79	22.37	28.18	24.43	26.22	31.83	27.45	29.54	34.43	29.28	31.73	59.83	59.09	59.44
杵築市	9.37	7.22	8.26	13.97	11.76	12.82	17.84	15.52	16.64	22.99	19.89	21.39	27.44	24.13	25.73	31.18	28.05	29.56	33.30	29.93	31.56	52.21	51.25	51.71
宇佐市	8.17	6.15	7.11	13.06	10.89	11.92	17.92	15.25	16.52	22.41	19.44	20.85	26.34	24.05	25.14	29.93	27.63	28.72	32.59	29.39	30.91	52.77	49.80	51.21
豊後大野市	5.13	3.73	4.38	9.27	6.47	7.77	12.17	9.17	10.56	16.79	12.78	14.63	20.23	16.40	18.18	23.01	19.14	20.93	23.82	19.81	21.67	52.00	49.54	50.68
由布市	9.49	6.86	8.10	13.60	10.99	12.22	17.34	14.86	16.03	21.15	18.72	19.87	25.49	23.25	24.30	28.85	26.18	27.44	30.34	27.51	28.85	53.36	50.43	51.81
国東市	12.77	9.64	11.10	18.36	14.81	16.47	21.67	17.98	19.71	25.58	21.07	23.18	30.18	24.89	27.37	33.05	28.45	30.60	34.69	30.06	32.22	56.66	52.65	54.52
市 計	<b>7.48</b>	<b>5.50</b>	<b>6.42</b>	<b>11.80</b>	<b>9.38</b>	<b>10.50</b>	<b>16.00</b>	<b>13.34</b>	<b>14.58</b>	<b>21.05</b>	<b>18.12</b>	<b>19.48</b>	<b>25.57</b>	<b>22.57</b>	<b>23.96</b>	<b>28.97</b>	<b>26.22</b>	<b>27.50</b>	<b>30.97</b>	<b>28.09</b>	<b>29.43</b>	<b>52.73</b>	<b>51.93</b>	<b>52.30</b>
姫島村	8.68	4.93	6.68	10.08	6.40	8.13	10.92	7.27	8.98	11.76	7.88	9.70	12.89	8.50	10.55	13.87	8.87	11.21	13.87	8.87	11.21	75.91	77.59	76.80
日出町	6.52	5.76	6.11	9.43	9.08	9.24	13.38	13.98	13.70	18.18	19.88	19.11	22.98	25.50	24.35	26.07	28.82	27.56	28.82	31.84	30.46	59.86	63.69	61.94
九重町	10.00	9.34	9.64	12.63	12.26	12.43	15.13	15.19	15.16	19.34	19.80	19.59	24.87	23.73	24.26	26.97	26.88	26.93	29.34	29.81	29.59	52.50	50.28	51.30
玖珠町	5.25	3.52	4.41	8.28	6.29	7.31	10.03	8.63	9.35	13.61	12.82	13.23	17.12	17.44	17.27	20.06	20.96	20.50	22.45	22.55	22.50	56.69	52.05	54.43
町村計	<b>7.30</b>	<b>5.71</b>	<b>6.48</b>	<b>9.87</b>	<b>8.33</b>	<b>9.07</b>	<b>11.98</b>	<b>10.98</b>	<b>11.46</b>	<b>15.33</b>	<b>14.80</b>	<b>15.06</b>	<b>19.02</b>	<b>18.53</b>	<b>18.77</b>	<b>21.37</b>	<b>21.21</b>	<b>21.29</b>	<b>23.30</b>	<b>23.05</b>	<b>23.17</b>	<b>60.43</b>	<b>59.64</b>	<b>60.02</b>
県 計	<b>7.46</b>	<b>5.52</b>	<b>6.42</b>	<b>11.66</b>	<b>9.31</b>	<b>10.41</b>	<b>15.72</b>	<b>13.19</b>	<b>14.37</b>	<b>20.66</b>	<b>17.90</b>	<b>19.19</b>	<b>25.11</b>	<b>22.31</b>	<b>23.62</b>	<b>28.45</b>	<b>25.89</b>	<b>27.08</b>	<b>30.45</b>	<b>27.76</b>	<b>29.01</b>	<b>53.26</b>	<b>52.43</b>	<b>52.82</b>

前回	9.64
差	-3.22

前回	15.33
差	-4.92

前回	24.47
差	-5.28

前回	29.47
差	-5.85

前回	33.68
差	-6.60

前回	35.96
差	-6.95

※選定投票所における投票率

## 6 開票時間の状況

市町村名	選舉区				
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	開票終了時刻	所要時間
大分市	181,704	464	21:15	0:15	3:00
別府市	50,656	230	21:10	22:50	1:40
中津市	34,540	160	20:45	23:43	2:58
日田市	35,547	146	21:00	0:20	3:20
佐伯市	32,435	170	20:30	22:06	1:36
臼杵市	17,271	108	20:00	22:02	2:02
津久見市	8,163	25	20:00	21:05	1:05
竹田市	10,130	80	20:00	22:08	2:08
豊後高田市	11,262	80	20:30	21:35	1:05
杵築市	13,140	75	20:30	22:05	1:35
宇佐市	24,533	113	20:30	21:44	1:14
豊後大野市	16,174	88	20:30	21:52	1:22
由布市	15,528	120	20:30	23:03	2:33
国東市	13,719	100	20:15	21:16	1:01
姫島村	1,415	18	20:00	21:15	1:15
日出町	12,381	80	20:15	21:25	1:10
九重町	4,256	63	20:00	20:40	0:40
玖珠町	7,115	57	20:00	20:40	0:40
					1:05

市町村名	比例代表					前回から短縮時間
	投票総数	開票事務従事者数	開票開始時刻	開票終了時刻	所要時間	
大分市	181,689	464	21:15	6:07	8:52	8:00 ▲0:52
別府市	50,644	230	21:10	2:30	5:20	5:16 ▲0:04
中津市	34,540	160	20:45	1:06	4:21	4:43 0:22
日田市	35,535	146	21:00	2:58	5:58	5:15 ▲0:43
佐伯市	32,431	170	20:30	23:24	2:54	4:30 1:36
臼杵市	17,271	108	20:00	23:25	3:25	4:35 1:10
津久見市	8,161	25	20:00	22:45	2:45	4:15 1:30
竹田市	10,130	80	20:00	0:56	4:56	4:10 ▲0:46
豊後高田市	11,263	80	20:30	23:35	3:05	2:29 ▲0:36
杵築市	13,137	75	20:30	0:40	4:10	4:54 0:44
宇佐市	24,530	113	20:30	23:40	3:10	4:25 1:15
豊後大野市	16,171	88	20:30	23:33	3:03	3:00 ▲0:03
由布市	15,524	120	20:30	0:23	3:53	3:42 ▲0:11
国東市	13,718	100	20:15	23:12	2:57	2:55 ▲0:02
姫島村	1,415	18	20:00	22:30	2:30	2:18 ▲0:12
日出町	12,382	80	20:15	23:06	2:51	2:40 ▲0:11
九重町	4,257	63	20:00	22:15	2:15	2:10 ▲0:05
玖珠町	7,114	57	20:00	22:30	2:30	2:20 ▲0:10

## 7 開票進捗状況調（選挙区）

発表現在時	得票総数			候補者別得票数			開票率(%)	市町村数	累計	市町村名
	確定	中間	計	いそざき陽輔	あだちきよし	牧原慶一郎				
22:00	96,573	94,750	191,323	92,377	92,142	6,804	39.24	9	9	津久見市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
22:30	167,501	154,400	321,901	155,043	155,521	11,337	66.31	4	13	佐伯市、白杵市、竹田市、杵築市
23:00	250,257	178,400	428,657	203,727	210,064	14,866	88.74	2	15	別府市、中津市
23:30	265,385	209,300	474,685	218,708	235,533	20,444	98.35	1	16	由布市
0:00	265,385	210,469	475,854	219,151	235,930	20,773	98.59	0	16	
0:30	476,560	0	476,560	219,498	236,153	20,909	100.00	2	18	大分市、日田市

注) 1.開票率=得票数計(※) /確定投票者数×100  
 (※) 開票結果確定時の「有効投票数(=得票総数) + 無効投票数 + 持帰り・その他」

## 8 開票状況（選挙区）

市町村名	開票率 (%)			確定時刻
	22:00	22:30	23:00	
大分市	0.00	33.02	72.09	96.86
別府市	0.00	61.20	100.00	
中津市	49.22	95.54	100.00	
日田市	0.00	43.60	91.43	93.68
佐伯市	95.27	100.00		
臼杵市	96.88	100.00		
津久見市	100.00			
竹田市	88.85	100.00		
豊後高田市	100.00			
杵築市	97.54	100.00		
宇佐市	100.00			
豊後大野市	100.00			
由布市	53.45	95.96	95.96	100.00
国東市	100.00			
姫島村	100.00			
日出町	100.00			
九重町	100.00			
玖珠町	100.00			

9 選挙管理委員会告示及び選挙長（選挙分会長）告示

大分県報		令和元年六月二十八日	大分県選挙管理委員会告示
目	次		○選挙管理委員会告示
			大分県選挙管理委員会告示第十二号
			令和元年七月二十一日執行予定の参議院大分県選出議員選挙において選舉運動用ポスターを掲示することができる日
等			参議院大分県選出議員選挙の選舉人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日
			令和元年六月二十八日
		木 勤 廣	大分県選挙管理委員会委員長
			公職の候補者の立候補の届出があった日
			令和元年六月二十八日
			大分県選挙管理委員会告示第十三号
			令和元年七月二十一日執行予定の参議院大分県選出議員選挙の選舉人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日は、次のとおりである。
			令和元年六月二十八日
		木 勤 廣	大分県選挙管理委員会委員長
			被登録資格の決定の基準となる日
一			令和元年七月三日。ただし、年齢要件については、同月二十一日とする。
二			登録を行う日
			令和元年七月三日
			令和元年六月二十八日
			大分県報号外(選管委告示)
			—

大分県報		令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第十五号
目	次		○選挙管理委員会告示
			大分県選挙管理委員会告示第十五号
			令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙に用いる投票用紙の様式
			参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式
			参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒
			等に押すべき印
			参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙等に押すべき印の押印の方法
			参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる卓上投票用紙に表示する選挙の種類の点字
			参議院大分県選出議員選挙における選舉運動用ビラに貼る証紙の様式
			参議院大分県選出議員選挙における選舉長及び選舉長職務代理者の選任
			参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉分会長及び大分県選舉分会長職務代理者の選任
			参議院大分県選出議員選挙において選舉長が候補者の届出等に関する事務を行う場所
			参議院比例代表選出議員選挙において大分県選舉分会長が選舉文書の届出等に関する事務を行う場所
			参議院大分県選出議員選挙における選舉会の場所及び日時
			参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉分会の場所及び日時
			参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじ
			参議院大分県選出議員選挙において選舉運動に從事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等
			参議院大分県選出議員選挙における選舉公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
			備考
			— 川紙は薄黄色として、黒色のインクで印刷する。
			大分県報号外(選管委告示)
			—

- 一 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

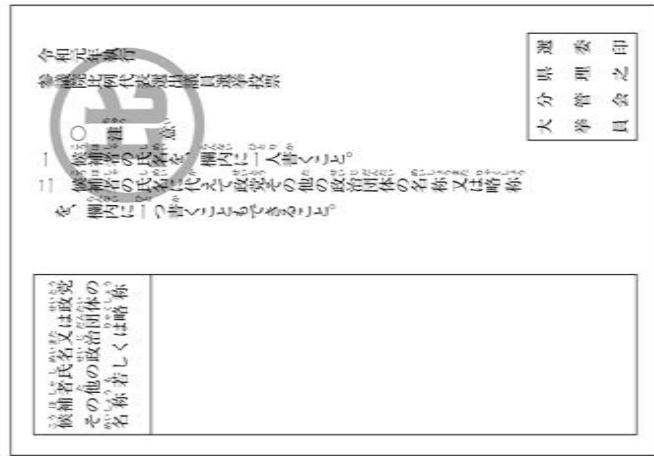
## 大分県選挙管理委員会告示第十六号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

木 優 廣



備考

- 一 用紙は白色として赤色のインクで印刷する。  
二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。

## 大分県選挙管理委員会告示第十七号

令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

令和元年七月四日

一 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
二 仮投票用封筒 市(町)(村)選管委員会の印	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
大分県選挙管理委員会告示第十八号	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり定めた。	大分県選挙管理委員会の印の刷込み式	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第十九号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙及び不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法を次のとおり表示する。	大分県選挙管理委員会の印の刷込み式	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動用ビラに貼る記載の様式を次のとおり定めた。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十一号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選舉長及び選舉長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十二号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十三号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選舉長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十四号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、大分県選挙分会長が選挙立会への届出等に関する事務を行なう場所は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十五号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十六号	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月四日	大分県選挙管理委員会告示第二十七号	木 優 廣

備考

- 一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。  
二 用紙は特別の紙質・模様・すき等を用いることができるものとする。

## 大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選舉長及び選舉長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

木 優 廣

区分	住所	氏名
選舉長	日田市淡島一丁目四番四八号	木 優 廣
選舉長職務代理人	大分市公園通り一丁目一〇番地の五	堀 月 裕 士

## 大分県選挙管理委員会告示第二十二号

令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選挙分会長及び大分県選挙分会長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

木 優 廣

区分	住所	氏名
大分県選挙分会長	大分市明野西一丁目二六番四一六〇一号バレス トスティージ明野式番館	大津留 源
大分県選挙分会長職務代理人	大分市長浜町二丁目一〇番一五号サババス長浜 三〇四	丸 和 子

## 大分県選挙管理委員会告示第二十三号

令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選舉長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

木 優 廣

区分	住所	氏名
大分県選挙分会長	大分市明野西一丁目二六番四一六〇一号バレス トスティージ明野式番館	大津留 源
大分県選挙分会長職務代理人	大分市長浜町二丁目一〇番一五号サババス長浜 三〇四	丸 和 子

## 大分県選挙管理委員会告示第二十四号

令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙において、選舉長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選挙管理委員会委員長

木 優 廣

区分	住所	氏名
大分県選挙分会長	大分市明野西一丁目二六番四一六〇一号バレス トスティージ明野式番館	大津留 源
大分県選挙分会長職務代理人	大分市長浜町二丁目一〇番一五号サババス長浜 三〇四	丸 和 子

令和元年七月四日

令和元年七月四日

大分県報外(選管委告示)

三

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月二十四日午時	四 1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額 2 審査料（食事料を除く。）一昼夜につき一円 3 選舉運動に從事する者（公職選挙法第百九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額 4 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万円 5 選舉運動のために使用する自動車又は船舶の上における選舉運動のために使用する者 一日につき一万五千円 6 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 7 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円 8 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第二十七号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月二十四日午時五十分	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万円 2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選舉運動のために使用する者 一日につき一万五千円 3 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 4 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第二十八号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月二十四日午時四十五分	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円 2 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 3 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第二十九号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月二十四日午時五十分	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円 2 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 3 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月六日午時	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円 2 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 3 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円 4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 5 専ら高通訳のために使用する者 一日につき一万五千円 6 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 7 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円 8 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十一号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月六日午時三十分	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円 2 超過勤務手当 一日につき二の1の額の五割 3 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十二号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時二十分	四 1 選舉運動のために使用する事務員 一日につき一万五千円 2 参議院大分県選出議員選挙の投票及び開票の順序は、次のとおりである。 3 参議院大分県選出議員選挙の投票 4 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十三号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時四十五分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十四号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時五十分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時四十五分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十一号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時五十分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十二号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時四十五分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十三号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時五十分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票
<b>大分県選挙管理委員会告示第三十四号</b>		
一 場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室	二 日時 令和元年七月四日午時四十五分	四 1 参議院大分県選出議員選挙の投票 2 参議院比例代表選出議員選挙の投票

発行日	大分県	編集	九州出版印刷株式会社	(定価 一箇年三万八千八百八十円)
目 次		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
選挙長告示		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	令和元年七月四日
参議院大分県選出議員選舉における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立会人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
参議院大分県選出議員選舉において選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時		一	令和元年七月二十三日午時	令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉立會人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
選挙分会長告示		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	令和元年七月四日
参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉立會人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時		一	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
○選挙長告示		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	令和元年七月四日
参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙立会人として届出のあつた者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。		一	令和元年七月四日	令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉立會人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
令和元年七月四日		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選挙において選挙立会人が定まつた後同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。		一	令和元年七月四日	令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員選挙における大分県選舉立會人として届出のあつた者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。
令和元年七月四日		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号
令和元年七月四日		一	参議院大分県選出議員選挙選舉立會人長告示第一号	参議院比例代表選出議員選挙大分県選舉立會人長告示第一号

大分県報外(選挙長告示・選挙分会長告示)

-

発行日	大分県	編集	九州出版印刷株式会社	(定価 一箇年三万八千八百八十円)
目 次		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
選挙管理委員会告示		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）		一	大分県選挙管理委員会告示第三十二号	大分県選挙管理委員会告示第三十二号
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額		一	大分県選挙管理委員会告示第三十二号	大分県選挙管理委員会告示第三十二号
○選挙管理委員会告示		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	二 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
大分県選挙管理委員会告示第三十二号		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	二 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和元年七月三日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。		令 和 元 年 七 月 四 日	(木 曜 日)	二 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
大分県選挙管理委員会委員長		一	大分県選挙管理委員会委員長	大分県選挙管理委員会告示第三十二号
一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数		一	大分県選挙管理委員会告示第三十二号	大分県選挙管理委員会告示第三十二号
令和元年七月四日		一	大分県選挙管理委員会告示第三十二号	大分県選挙管理委員会告示第三十二号

大分県報外(選管委告示)

-

額の制限額は、次のとおりである。

令和元年七月四日

大分県選管委員会委員長

一

木

俊

廣

三六、四〇四、四〇〇円

毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大分県  
編集 九州凸版印刷株式会社 (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

大分県報			目 次			○選管委員会告示		
選管委員会告示			参議院大分県選出議員選舉における政見放送の日時			参議院大分県選出議員選舉選挙長告示第三号		
選挙長告示			参議院大分県選出議員選舉における候補者の届出			令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選舉における候補者として次のとおり届出があった。		
ラジオ	区分	テレビ	日本放送協会大分放送局	株式会社大分放送	株式会社テレビ大分	大分朝日放送株式会社	参議院大分県選出議員選挙選挙長	木 俊廣
七月九日 七月七時二十五分 十二時三十分	七時三十分	七月十二日 七時三十分	七月十六日 十四時	七月十六日 十六時十分	七月十五日 九時五十五分	七月四日	一	（本曜日）
七月九日 七時三十分	七時三十分	七月十三日 十時二十五分	七月二十一日 十五時	七月二十一日 十五時	七月二十一日 十五時	七月四日	（令和元年七月四日）	（令和元年七月四日）

届出年月日

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選舉運動用ウェブサイト等アドレス
3	2	1
令和元年七月四日	令和元年七月四日	令和元年七月四日
令和元年七月四日	令和元年七月四日	令和元年七月四日
3 牧 原 魔一郎	いそざき 陽輔 あだち きよし	いそざき 陽輔 あだち きよし
大阪府	大分県別府市大字鶴見四五八番地の一六三 東京都千代田区神田須町二丁目一九番地二六ドエルイン秋葉原一〇〇一號	大分県大分市新春町一丁目一番四号
本籍	大分県	大分県
所		

令和元年七月四日

別表 参議院大分県選出議員選挙立候補者 選舉運動用ウェブサイト等アドレス一覧表

届出受 理番号	(ふりがな) 候補者氏名	選舉運動用ウェブサイト等アドレス
1 いそざき 陽輔	いそざき 陽輔	<a href="http://isozaki-office.jp/">http://isozaki-office.jp/</a>
2 あだち きよし	あだち きよし	<a href="https://www.adachi-kiyoshi.com">https://www.adachi-kiyoshi.com</a>
3 牧 原 魔一郎	いそざき 陽輔 あだち きよし	<a href="http://nhkkarajp/index.html">http://nhkkarajp/index.html</a>

大分県報		令和元年七月二十四日(水曜日)
目次		選挙管理委員会告示
参議院大分県選出議員選舉における当選人の住所及び氏名		—
○選挙管理委員会告示		
大分県選挙管理委員会告示第三十八号	大分県選挙管理委員会委員長	木 優 廣
令和元年七月二十一日執行の参議院大分県選出議員選舉における当選人の住所及び氏名は	住 所	氏 名
次のとおりである。	大分県別府市大学鶴見四五四八番地の一六三	安 達 澄
令和元年七月二十四日		

令和元年七月二十四日

大分県報号外(選管委告示)

—